



ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

配偶者保護の民法改正、ココに注意！

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、去る2月16日、民法（相続法）を見直す改正要綱を上川陽子法相に答申しました。

これは、残された高齢の配偶者保護を手厚くする方策が柱となっています。

配偶者保護の方策として盛り込まれたのは、「配偶者居住権」です。売却する権利がないため評価が低くなりますが、その分預貯金などの取り分が増えます。

また、婚姻期間が20年以上の夫婦の場合、残された配偶者が遺産分割で優遇される新しい規定が適用になります。

具体的には、住居を生前贈与又は遺贈したときは、持戻し免除の意思表示があったものと推定（民法第903条第3項）され、その住居は遺産分割の対象から外れます。長期居住権の遺贈又は死因贈与も対象です。

なお、これらはいずれも残された高齢の配偶者が生活に困らないよう配慮した方策ですが、注意点もあります。

例えば、配偶者居住権は、配偶者の居住権を長期的に保護するために譲渡を禁止することとされています。よって、将来的に住居を売却して介護施設への入居を考えている場合などは注意が必要です。

また、一連の改正は法律婚が前提となっているため、事実婚は対象外となります。家族のあり方の多様化が進む中、時代に即応した見直しにも期待が寄せられています。

政府は民法改正案など関連法案を今国会に提出する方針ですが、相続に関する民法改正は、実現すれば約40年ぶりとなることから、今後の動向に注目が集まっています。